

金融法務ニュースレター

委託者兼受益者の信託終了権限を定めた信託法 164 条 1 項の適用を排除する旨の合意の有効性(最高裁令和 8 年 6 月 17 日決定)

July 2026

In brief

最高裁判所は、令和 8 年 6 月 17 日決定(以下「本決定」といいます。)において、「委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約に設けられた信託法 164 条 1 項の適用を排除する旨の条項が、同条 3 項所定の別段の定めとして効力を有するというためには、上記条項が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する」旨を判示しました。

民事信託に係る信託契約においては、実務上、信託法 164 条 1 項の適用を排除する旨の合意をなされる例も見られるところです。本稿では、本決定の概要、争点及び実務上の意義を、当該事案に関する事実関係や民事信託における実務も踏まえながら、概説します。

In detail

1. 事案の概要

(1) X(抗告人)は、香港法人であるA社(本件会社)の発行済株式総数 93 億 6296 万 8249 株のうち、9 億 1612 万 7910 株(本件株式)を保有していた。

(2) Xは、平成 29 年 5 月 23 日、兄であるYとの間で、以下の内容の信託契約(本件信託契約)を締結した。

- ① 委託者兼受益者: X
- ② 受託者: Y
- ③ 信託財産: 本件株式
- ④ 信託目的: 委託者兼受益者及び受託者が、本件会社の価値の毀損を防止し、本件会社の利益の最大化を図ることを目的として、本件信託契約を締結する(1 条)
- ⑤ 信託期間: 本件信託契約の締結日から 30 年(2 条 3 項)
- ⑥ 本件条項: 委託者兼受益者は、本件信託の期間中、本件信託契約を解除することはできない(15 条 2 項)

(3) Xは、令和 2 年 8 月 26 日及び同年 9 月 15 日、Yに対し、本件信託契約の委託者兼受益者として、信託法(以下「法」) 164 条 1 項により本件信託を終了させる旨を通知した(本件通知)。

(4) 相手方は、同月25日、本件条項が同条3項所定の別段の定めにかかるから、本件信託に同条1項の適用はなく、本件信託が終了したとは認められない旨を通知し、その後も、受託者の任務を遂行している。

(5) 本件は、Xが、Yを相手方として、法58条4項に基づき、受託者の解任を申し立てた事案である。

2. 裁判所の判断

(1) 原審(令和6年9月10日東京高等裁判所決定)

本件条項は法164条3項の別段の定めにかかるから、本件信託には法164条1項の規定が適用されず、本件通知により本件信託は終了しない。したがって、相手方が、本件通知による本件信託の終了を認めず、抗告人の意に反して受託者の任務を遂行したとしても、相手方に法58条4項所定の重要な事由があるとはいえない。

(2) 最高裁判所(本決定)

原審の判断は、次の理由でいずれも是認することができないとして、原決定破棄・差戻し。

① 法164条1項の適用を排除する合意の性質

法164条は、1項において、委託者及び受益者は、いつでも、その合意により、信託を終了することができる一方、3項では、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとしている。同項は、社会、経済情勢の変化に的確に対応するため、信託の本質に反しない限り、信託の種類や目的に応じて柔軟に信託を設定することを可能にするという趣旨に出たものである。

そして、信託は、信託財産の所有と利益享受の分離を図り、受託者が名義主体でありながら利益を享受しないことを特色とする法制度であって、これは信託の本質を成すものである。専ら受託者の利益を図ることを目的とする信託は許されず(法2条1項)、受託者は、受益者として信託の利益を享受する場合を除き、信託の利益を享受することができない(法8条)とされていることは、このような信託の本質に由来し、この受託者の利益享受の禁止は、当事者の意思によって自由にこれを排除することは許されないというべきである。そうすると、委託者兼受益者と受託者との間で締結された信託契約に法164条1項の適用を排除する旨の条項(以下「適用排除条項」という。)が設けられた場合にこれが別段の定めとして効力を有するか否かは、このような信託の本質に照らして検討されるべきものである。

適用排除条項を設けることは、法164条3項により、委託者兼受益者にとって本来自由に行使し得るはずの信託の終了権限を制限し、その意思に反してでも受託者による任務遂行を認める結果となり得るから、信託契約に適用排除条項を設けること自体、抽象的、類型的には、委託者兼受益者と受託者の利益相反を招来する危険のある行為であるといえることができる。

このような利益相反に関し、法は、31条1項において、受益者と受託者の利益が相反する行為を列举してこれを禁止した上で、同条2項において、1項所定の利益相反行為であっても例外的に禁止が解除される事由を定めており、その1号では、「信託行為に当該行為をすることを許容する旨の定めがあるとき」を、4号では、「受託者が当該行為をすることが信託の目的の達成のために合理的に必要と認められる場合であって、受益者の利益を害しないことが明らかであるとき、又は当該行為の信託財産に与える影響、当該行為の目的及び態様、受託者の受益者との実質的な利害関係の状況その他の事情に照らして正当な理由があるとき」を挙げている。同条1項が受益者と受託者の利益が相反する行為を列举してこれを禁止しているのは、受託者の利益享受の禁止を受けて、その危険が現実化することを予防するとともに受託者の行為の透明性を確保することをその趣旨とするものであるから、当事者の意思によっても自由に排除することができない信託の本質に根ざしたものである。

そうすると、同条2項により受託者の利益相反行為の禁止が解除されるためには、上記のような信託の本質に抵触しないことが前提となるというべきである。そして、同項4号の規定はその信託の本質に抵触しないための事由を実質的に定めたものといえることができるから、受託者が利益相反行為をすることが許容されるためには、その趣旨に照らし、信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを

要すると解するのが相当である。このことからすると、当事者間の合意によって、受託者が同条1項所定の行為をすることを許容する旨の信託行為の定めが設けられた場合であっても、信託の本質を脅かすときには同条2項1号によって当該行為が許容されることはなく、これが許容されるためには信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要すると解すべきである。

②適用排除条項の有効性

適用排除条項は信託契約の当事者間の合意により設けられるものであるが、その設定が委託者兼受益者と受託者の利益相反を招来する危険のある行為であることは前述のとおりであり、これによって、専ら受託者が利益を享受する事態を招き、信託の本質に抵触することがあり得るのであるから、適用排除条項が別段の定めとして効力を有するというためにも同様の要件が必要となると解される。

したがって、適用排除条項が別段の定めとして効力を有するというためには、適用排除条項が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要するというべきである。

③受託者による任務遂行の許容性

仮に適用排除条項が別段の定めとして効力を有する場合であっても、受託者は適用排除条項を理由として委託者兼受益者の信託の終了の申入れを拒絶し任務を遂行することが直ちに許容されるわけではない。上記申入れの時点において、受託者がこれを拒絶して任務を遂行することについて、信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるのでなければ、専ら受託者が利益を享受して信託の本質を没却することになりかねないからである。

したがって、委託者兼受益者が信託の終了を申し入れた場合に、受託者が適用排除条項を理由として上記の申入れを拒絶し任務を遂行することが許されるためには、受託者の当該行為が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要するというべきである。

(3) 渡辺恵理子裁判官の補足意見

本件信託契約では、本件信託契約の目的を、本件会社の毀損を防止し本件会社の利益の最大化を図ることとし、相手方は本件株式の処分及び管理をすることとされており、こうした本件信託契約の条項は、抽象的かつ不明瞭であり、直ちに相手方による任務遂行を決定する指針となるものとはいえない。そうすると、本件信託の目的を形式的に本件信託契約の条項の文言のとおりであると理解して、本件条項や相手方の任務遂行(本件株式の議決権行使等)が本件会社の利益を図るために必要であると説明しさえすれば、直ちにこれらが本件信託の目的の達成のために合理的に必要と認められるものではない。

本件信託の目的は、本件信託契約の締結に至る経緯、本件信託契約の内容等を踏まえて、抗告人と相手方が本件信託によって達成しようとした実質的な効果に照らして理解されるべきものである。

また、…本件信託契約は、本件会社の当時の代表者を解任することにより本件会社の社会的信用の低下を防止する必要があるため、相手方が本件株式と自己の保有する株式とを併せて本件会社の議決権の過半数を行使することができるよう締結されたものであり、本件信託の終了の申入れ時には既に上記の解任がされるに至っているにもかかわらず、本件信託契約においては、本件信託の期間を30年とし、相手方は、上記の抽象的かつ不明瞭なものというべき本件信託契約の目的に従い、その裁量により、本件株式の議決権を行使するものとし、抗告人は、本件信託の議決権の行使につき相手方に対して指図権を有しないとする旨などが定められているというのである。このような本件信託契約全体の内容を前提としたとき、抗告人が本件信託の期間中に本来自由であるべき信託の終了権限を一切行使できない旨を定める本件条項は、相手方が、極めて長期間にわたり、本件会社の議決権の過半数を任意に行使用するという利益を享受することを可能にするものであるから、信託の本質に抵触しないよう制限的に解釈することを要するものというべきである。

3. 本決定の意義

法 164 条 1 項において受託者は信託終了の合意主体ではありませんが、信託の中途終了は受託者の利益に重大な影響を及ぼすため、法 164 条 3 項の別段の定めとして、「受託者の承諾を要するなど、委託者と受益者の合意による終了権限を制約することも、有効である」と従来指摘されており(道垣内弘人編「条解信託法(第 2 版)」754 頁[沖野眞己執筆部分])、民事信託の実務においても、法 164 条 1 項の適用を排除する旨の条項は、その信託目的や信託類型によっては定められている例が一定数見られるところと考えられます。

例えば、東京地裁平成 30 年 10 月 23 日判決(金法 2122 号 85 頁)は、親子間において締結された不動産を信託財産とする民事信託であり、信託契約上、「受益者は、受託者との合意により、…本件信託を終了することができる」旨の定めがある事案において、当該定めは、「信託法 164 条 3 項にいう信託行為における『別段の定め』であって、本件信託において、同法 164 条 1 項に優先して適用される規定であるというべきである」と解して、原告の法 164 条 1 項に基づく信託終了の主張を排斥しました。

本件は、信託終了に受託者の合意を要するという定め方ではなく、「委託者兼受益者は、本件信託の期間中、本件信託契約を解除することはできない」と明示的に定められていた事案ですが、本決定は、法 164 条 1 項が、受託者が信託の利益を享受できないという信託の本質に由来するものであり、その適用を排除することは受託者における利益相反を招来する危険のある行為であることから、利益相反行為の許容事由に関する法 31 条 2 項 4 号の定めも参照して、「適用排除条項が別段の定めとして効力を有するというためには、適用排除条項が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する」と判断したものです。

また、適用排除条項が別段の定めとして有効であるとしても、専ら受託者が利益を享受して信託の本質を没却することは上記のとおり許容できないことから、「委託者兼受益者が信託の終了を申し入れた場合に、受託者が適用排除条項を理由として上記の申入れを拒絶し任務を遂行することが許されるためには、受託者の当該行為が信託の目的の達成のために合理的に必要と認められることを要する」と判断されました。

本決定を踏まえると、適用排除条項や受託者による信託終了の拒絶が直ちに有効とされるものではなく、「信託の目的の達成のために合理的に必要」なものであるかが個別の事案に応じて問われることになります。この点について、渡辺恵理子裁判官の補足意見において、信託目的を抽象的に解することなく、信託契約の締結に至る経緯や信託契約の内容等を踏まえて、信託によって達成しようとした実質的な効果に照らして理解されるべき、と指摘されています。

同補足意見によれば、本件事案は、当初の信託が「本件会社の当時の代表者を解任することにより本件会社の社会的信用の低下を防止する必要があるため、相手方が本件株式と自己の保有する株式とを併せて本件会社の議決権の過半数を行使することができるよう締結されたもの」であることや、信託期間が 30 年の長期間に及ぶことなどを踏まえて判断されることとなりますが、差戻審においてどのような判断がなされるか注目されるところです。

なお、東京地裁平成 31 年 1 月 25 日判決(LEX/DB25559545)は、本件と同一の当事者間において本件信託契約の有効性(公序良俗違反により無効となるか等)が争われた事案であるように推測されます。同訴訟において X は、本件信託契約において〔1〕信託期間が長期であり X の解任権がないこと、〔2〕X の解除権がないこと、〔3〕Y が利益相反行為をすることができること、〔4〕Y の議決権行使について X の指図権がないこと、〔5〕Y が株式の処分権を有すること、〔6〕信託の変更(法 149 条 3 項)が制限されていることが、著しく X に不利な条項であり本件信託契約が公序良俗違反である旨主張しましたが、同判決は、上記の点はいずれも信託法に違反するものではなく、他にそのような条項の存在のみから本件信託契約が公序良俗に反するということはできないとして、本件信託契約は有効であると判示しました。本決定は、適用排除条項の存在によって信託契約が公序良俗に反するものとして無効となるかについては、直接に判断するものではありません。また、法 58 条 4 項の規定する裁判所による受託者の解任事由(受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき)の判断基準についても、本決定は明示していないと考えられます。

4. 今後の展開

本決定は、法164条1項の適用を排除する別段の定めの有効性について一般的な判断基準を最高裁として初めて示したものです。信託終了に受託者の承諾を要する旨を定めた場合も同様に解することができるかなど、本決定の射程は今後の検討課題であり、また、どのような場合であれば「信託の目的の達成のために合理的に必要」と認められるかなど、事例の蓄積が待たれるところです。

The takeaway

以上のとおり、本決定は、法 164 条 1 項の適用を排除する旨の合意の有効性という論点について、最高裁として初めて判断を行ったものであり、民事信託の組成等に当たって留意すべき点を含め、示唆に富む内容となっています。同論点に関する今後の裁判例・学説の動向も注視していく必要があります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人 第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話：03-6212-8001

Email: jp_tax_legal-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー

弁護士

神鳥 智宏

tomohiro.kandori@pwc.com

ディレクター

弁護士

水田 直希

naoki.mizuta@pwc.com